

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	選挙人名簿等調製事務			事業コード	1116
所属コード	310200	課等名	選挙管理委員会事務局	係名	選挙係
課長名	村上 淳	担当者名	伊勢 賢二	内線番号	2823
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要 (旧総合計画体系における位置づけ)

総合計画 体系 (旧)	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	計画的で効率的な行政運営の推進	コード	2
	基本事業	公正な行政事務の確保	コード	4
予算費目名 (H26)	一般会計 2 款 4 項 1 目 委託料 (013-01) 一般会計 16 款 1 項 1 目 在外選挙特別経費交付金			
特記事項 (H26)				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度		開始年度	昭和 25 年度
根拠法令等 (H26)	公職選挙法等			

(2) 事務事業の概要

公職選挙法等関係法律に基づき各種選挙人名簿を調製する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

選挙人名簿調製事務については、昭和 25 年に制定された公職選挙法第 19 条に基づき開始された。また平成 11 年には同法第 30 条の 2 の規定に基づき在外選挙人名簿が追加された。

農業委員会委員選挙人名簿事務については、農業委員会等に関する法律第 10 条に基づき昭和 27 年に開始された。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

第 186 回国会 (平成 27 年 1 月～) で、選挙権年齢を 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げる公職選挙法改正案が成立する見込みであり、この選挙権年齢の見直しは 70 年ぶり、当該事務に大きな影響が生じることとなる。

また、日本国憲法の改正手続に関する法律が平成 22 年 5 月から施行され、同法に基づく国民投票の実施の際は、選挙人名簿とは別に投票人名簿の調製を行う必要が生じるものである。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が、何が対象か)

① 選挙人名簿・当市に住所を有する年齢満 20 年以上の者

② 在外選挙人名簿・国内における最後の住所を当市に有していた年齢満 20 年以上の者等で申請のあった者

③市農業委員会委員選挙の選挙権の要件を満たすと見込まれる農家

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	26年度 実績
A ①について選挙人名簿登録者数	人	239,914	240,591	241,253	241,253	241,405
B ②について在外選挙人名簿登録者数	人	110	112	113	113	109
C ③について農家世帯数	世帯	5,553	5,445	5,416	5,350	5,326

(3) 25年度に実施した主な活動・手順

- ①選挙人名簿関係・名簿登録，抹消，縦覧，閲覧，公選法第11条該当者等管理
- ②在外選挙人名簿関係・名簿登録，抹消，縦覧，在外選挙人証調製等
- ③農業委員会委員選挙関係・申請書の配布，集約，点検，名簿登録，縦覧

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 目標値	26年度 実績
A ①について選挙人名簿登録及び抹消者数等	人	23,827	23,939	24,055	24,055	24,055
B ②について在外選挙人名簿登録及び抹消者数等	人	24	25	24	24	20
C ③について登録申請書の配布枚数	枚	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

選挙執行に不可欠な適正な選挙人名簿を調製する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 目標値	26年度 実績
A ①について選挙人名簿に登載される要件を満たす者	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	人	239,914	240,591	241,253	241,253	241,405
B ②について選挙人名簿に登載される要件を満たす者	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	人	110	112	113	113	109
C ③について選挙権を有する農業者数	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	人	11,125	10,810	9,878	9,878	9,546

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 計画	26年度 実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	11	13	14	10	15
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	1,180	1,180	1,180	3,666	3,621
	⑤その他()	千円	0	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	1,191	1,193	1,194	3,676	3,636
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
計	トータルコスト A+B	千円	8,791	8,793	8,794	11,276	11,236
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり、現状で妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であり、現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務であり、各種選挙の執行が不可能となる。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

選挙人名簿登載要件は法律で厳密に規定されており、そもそも成果の向上余地については評価になじまないと思料されるが、適正に事務執行されているか否かを有効性評価の判断基準と考えると現状で妥当であると考ええる。

(3) 公平性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

選挙人名簿登載要件は法律で厳密に規定されており、特定の受益者が入り込む余地はない。

(4) 効率性評価

正確かつ迅速な選挙人名簿調製を行うためには電算処理は必要不可欠であり、当該経費は削減できない。また電算処理の仕様については、絶えず当市の事務運用と調整を図りつつ改善を加え、内部事務の効率化に繋げていることも鑑みて、事業費については現状で妥当であると考ええる。

選挙人名簿の登載要件はそれぞれ異なるものの、それぞれの名簿調製時において電算処理を基本とする共通の事務形態があることを勘案すると、専任者を置き事務にあたらせる現行体制が人件費の観点からも効率的であると考えます。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要 (新しい総合計画体系における位置付け)

総合計画 体系 (新)	施策 (方針)	信頼される市政の確立	コード	104
	小施策 (推進項目)	公正な行政事務の確保	コード	104-3

(2) 改革改善の方向性

無し。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

無し。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持 (従来どおりで特に改革改善をしない)
- 改革改善を行う (事業の統廃合・連携を含む)
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定による事務であるほか、現状においては、選挙人名簿の調製を適正かつ迅速に行っており、事務処理に係る費用対効果の観点からも適正である。平成 28 年の参議院から選挙全般にわたり投票年齢の引き下げが実施される見通しがあるので、事務の準備を怠らず、円滑な制度移行への対応に努めていきたい。